

茨城町地域防災計画（地震災害対策計画編）新旧対照表

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由
目 次			
第1章 災害予防計画			
<b>第1節 組織と情報ネットワークの整備</b>	<b>第1節 組織と情報ネットワークの整備</b>	1	
第1 防災組織の整備	第1 防災組織の整備	1	
第2 相互応援体制の整備	第2 相互応援体制の整備	3	
第3 防災組織等の活動体制の整備	第3 防災組織等の活動体制の整備	4	
第4 情報通信ネットワークの整備	第4 情報通信ネットワークの整備	8	
<b>第2節 地震に強いまちづくり</b>	<b>第2節 地震に強いまちづくり</b>	10	
第1 防災まちづくりの推進	第1 防災まちづくりの推進	10	
第2 建築物の不燃化・耐震化の推進	第2 建築物の不燃化・耐震化の推進	13	
第3 土木施設の耐震化の推進	第3 土木施設の耐震化の推進	15	
第4 ライフライン施設の耐震化の推進	第4 ライフライン施設の耐震化の推進	15	
第5 地盤災害防止対策の推進	第5 地盤災害防止対策の推進	17	
第6 危険物等施設の安全確保	第6 危険物等施設の安全確保	19	
<b>第3節 地震被害軽減への備え</b>	<b>第3節 地震被害軽減への備え</b>	23	
第1 緊急輸送への備え	第1 緊急輸送への備え	23	
第2 消火活動、救助・救急活動への備え	第2 消火活動、救助・救急活動への備え	25	
第3 医療救護活動への備え	第3 医療救護活動への備え	28	
第4 被災者支援のための備え	第4 被災者支援のための備え	30	
第5 要配慮者安全確保のための備え	第5 要配慮者安全確保のための備え	34	
第6 燃料不足への備え	第6 燃料不足への備え	38	
<b>第4節 防災教育・訓練</b>	<b>第4節 防災教育・訓練</b>	40	
第1 防災教育	第1 防災教育	40	
第2 防災訓練・災害に関する研究・災害教訓の伝承	第2 防災訓練・災害に関する研究・災害教訓の伝承	43	
第2章 災害応急対策計画			
<b>第1節 初動対応</b>	<b>第1節 初動対応</b>	46	
第1 災害警戒本部・災害対策本部	第1 災害警戒本部・災害対策本部	46	
第2 職員の参集・動員	第2 職員の参集・動員	56	
<b>第2節 災害情報の収集・伝達</b>	<b>第2節 災害情報の収集・伝達</b>	58	
第1 通信手段の確保	第1 通信手段の確保	58	
第2 災害情報の収集・伝達・報告	第2 災害情報の収集・伝達・報告	61	
第3 災害情報の広報	第3 災害情報の広報	65	
<b>第3節 応援・派遣</b>	<b>第3節 応援・派遣</b>	67	
第1 自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保	第1 自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保	67	
第2 応援要請・受け入れ体制の確保	第2 応援要請・受け入れ体制の確保	71	
<b>第4節 被害軽減対策</b>	<b>第4節 被害軽減対策</b>	74	
第2章 災害応急対策計画			
<b>第1節 初動対応</b>	<b>第1節 初動対応</b>	52	
第1 災害警戒本部・災害対策本部	第1 災害警戒本部・災害対策本部	52	
第2 職員の参集・動員	第2 職員の参集・動員	62	
<b>第2節 災害情報の収集・伝達</b>	<b>第2節 災害情報の収集・伝達</b>	64	
第1 通信手段の確保	第1 通信手段の確保	64	
第2 災害情報の収集・伝達・報告	第2 災害情報の収集・伝達・報告	67	
第3 災害情報の広報	第3 災害情報の広報	71	
<b>第3節 応援・派遣</b>	<b>第3節 応援・派遣</b>	73	
第1 自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保	第1 自衛隊派遣要請・受け入れ体制の確保	73	
第2 応援要請・受け入れ体制の確保	第2 応援要請・受け入れ体制の確保	77	
<b>第4節 被害軽減対策</b>	<b>第4節 被害軽減対策</b>	80	

現計画	改定 (案)	現計画 掲載頁	改定理由
第 1 避難情報の発令・誘導..... 第 2 緊急輸送..... 第 3 消火活動、救助・救急活動、水防活動..... 第 4 応急医療..... 第 5 危険物等災害防止対策..... 第 6 燃料対策..... <b>第 5 節 被災者生活支援</b> 第 1 被災者の把握..... 第 2 避難生活の確保、健康管理..... 第 3 ボランティア活動の支援..... 第 4 被災者ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供..... 第 5 生活救援物資の供給..... 第 6 要配慮者の安全確保..... 第 7 応急教育..... 第 8 帰宅困難者対策..... 第 9 義援物資対策..... 第 10 愛玩動物の保護対策..... <b>第 6 節 災害救助法の適用</b> <b>第 7 節 応急復旧・事後処理</b> 第 1 建築物の応急復旧..... 第 2 土木施設の応急復旧..... 第 3 ライフライン施設の応急復旧..... 第 4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去..... 第 5 行方不明者等の捜索.....	第 1 避難情報の発令・誘導..... 第 2 緊急輸送..... 第 3 消火活動、救助・救急活動、水防活動..... 第 4 応急医療..... 第 5 危険物等災害防止対策..... 第 6 燃料対策..... <b>第 5 節 被災者生活支援</b> 第 1 被災者の把握..... 第 2 避難生活の確保、健康管理..... 第 3 ボランティア活動の支援..... 第 4 被災者ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供..... 第 5 生活救援物資の供給..... 第 6 要配慮者の安全確保..... 第 7 応急教育..... 第 8 帰宅困難者対策..... 第 9 義援物資対策..... 第 10 愛玩動物の保護対策..... <b>第 6 節 災害救助法の適用</b> <b>第 7 節 応急復旧・事後処理</b> 第 1 建築物の応急復旧..... 第 2 土木施設の応急復旧..... 第 3 ライフライン施設の応急復旧..... 第 4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去..... 第 5 行方不明者等の捜索.....	80 84 88 91 94 95 97 97 99 105 107 110 112 115 118 120 121 122 126 126 129 131 135 139	
<b>第 3 章 災害復旧・復興対策計画</b> <b>第 1 節 被災者の生活の安定化</b> 第 1 義援金品の募集及び配分..... 第 2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付..... 第 3 租税及び公共料金等の特例措置..... 第 4 雇用対策..... 第 5 住宅建設の促進..... 第 6 被災者生活再建支援法の適用..... 第 7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給.... <b>第 2 節 被災施設の復旧</b> <b>第 3 節 激甚災害の指定</b> <b>第 4 節 復興計画の作成</b>	<b>第 3 章 災害復旧・復興対策計画</b> <b>第 1 節 被災者の生活の安定化</b> 第 1 義援金品の募集及び配分..... 第 2 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付..... 第 3 租税及び公共料金等の特例措置..... 第 4 雇用対策..... 第 5 住宅建設の促進..... 第 6 被災者生活再建支援法の適用..... 第 7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給.... <b>第 2 節 被災施設の復旧</b> <b>第 3 節 激甚災害の指定</b> <b>第 4 節 復興計画の作成</b>	140 140 142 150 152 153 154 158 161 164 168	

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由								
<b>第1章 災害予防計画</b> <b>第1節 組織と情報ネットワークの整備</b> <b>第2 相互応援体制の整備</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対策 ①</td><td style="padding: 5px;">応援要請・受け入れ体制の整備</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">実施担当</td><td style="padding: 5px;">本部班、各班</td></tr> </table> <p>(3) 応援受け入れ体制の整備      町は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請 手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>また、</u>平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。</p>	対策 ①	応援要請・受け入れ体制の整備	実施担当	本部班、各班	<b>第1章 災害予防計画</b> <b>第1節 組織と情報ネットワークの整備</b> <b>第2 相互応援体制の整備</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対策 ①</td><td style="padding: 5px;">応援要請・受け入れ体制の整備</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">実施担当</td><td style="padding: 5px;">本部班、各班</td></tr> </table> <p>(3) 応援受け入れ体制の整備      町は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請 手續、情報伝達方法等についてマニュアルを整備し職員への周知徹底を図るとともに、応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、<u>感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。</u>  <u>なお、</u>平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施する。</p>	対策 ①	応援要請・受け入れ体制の整備	実施担当	本部班、各班	3	R7.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）
対策 ①	応援要請・受け入れ体制の整備										
実施担当	本部班、各班										
対策 ①	応援要請・受け入れ体制の整備										
実施担当	本部班、各班										
<b>第3 防災組織等の活動体制の整備</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対策 ③</td><td style="padding: 5px;">ボランティア組織の育成・連携</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">実施担当</td><td style="padding: 5px;">福祉班、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、県</td></tr> </table> <p>(4) 一般ボランティアの養成・登録  <u>②ボランティアリーダーの養成</u>      災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、<u>ボランティアリーダーの養成・研修</u>を実施する。</p>	対策 ③	ボランティア組織の育成・連携	実施担当	福祉班、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、県	<b>第3 防災組織等の活動体制の整備</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対策 ③</td><td style="padding: 5px;">ボランティア組織の育成・連携</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">実施担当</td><td style="padding: 5px;">福祉班、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、県</td></tr> </table> <p>(4) 一般ボランティアの養成・登録  <u>②災害ボランティアセンター運営訓練の実施</u>      災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、<u>災害ボランティアセンター運営訓練</u>を実施する。</p>	対策 ③	ボランティア組織の育成・連携	実施担当	福祉班、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、県	6	R7.3 県計画の改定に伴う修正（災害ボランティアリーダー養成及び登録を、災害ボランティア登録に統合するため。）
対策 ③	ボランティア組織の育成・連携										
実施担当	福祉班、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、県										
対策 ③	ボランティア組織の育成・連携										
実施担当	福祉班、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、県										
<b>第3 防災組織等の活動体制の整備</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対策 ③</td><td style="padding: 5px;">ボランティア組織の育成・連携</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">実施担当</td><td style="padding: 5px;">福祉班、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、県</td></tr> </table> <p>(5) <u>防災</u>ボランティア団体との連携      町及び町社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、県社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、<u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）</u>を含めた連携体制の構築を図り、災</p>	対策 ③	ボランティア組織の育成・連携	実施担当	福祉班、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、県	<b>第3 防災組織等の活動体制の整備</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">対策 ③</td><td style="padding: 5px;">ボランティア組織の育成・連携</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">実施担当</td><td style="padding: 5px;">福祉班、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、県</td></tr> </table> <p>(5) <u>災害</u>ボランティア団体との連携      町及び町社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、県社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）</u>を含めた連携体制の構築を図り、災</p>	対策 ③	ボランティア組織の育成・連携	実施担当	福祉班、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、県	7	R6.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）
対策 ③	ボランティア組織の育成・連携										
実施担当	福祉班、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、県										
対策 ③	ボランティア組織の育成・連携										
実施担当	福祉班、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、県										

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由								
害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。	害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。 <u>町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるように努める。</u>										
<b>第5 地盤災害防止対策の推進</b>  <table border="1"> <tr> <td>対策 ④</td><td>造成地災害防止対策の推進</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>県、都市整備班、環境班、農業班</td></tr> </table> <p>県は、町と連携し、都市計画法及び建築基準法において、それぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じ、造成地に発生する災害の防止を図る。 なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、各法令に基づき、速やかに撤去命令等のは正指導を行う。</p>	対策 ④	造成地災害防止対策の推進	実施担当	県、都市整備班、環境班、農業班	<b>第5 地盤災害防止対策の推進</b>  <table border="1"> <tr> <td>対策 ④</td><td>造成地災害防止対策の推進</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>県、都市整備班、環境班、農業班</td></tr> </table> <p>県は、町と連携し、都市計画法及び建築基準法において、それぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じ、造成地に発生する災害の防止を図る。 なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等のは正指導を行う。</u></p>	対策 ④	造成地災害防止対策の推進	実施担当	県、都市整備班、環境班、農業班	18	R6.3 県計画の改定に伴う修正（具体的法令の追加）
対策 ④	造成地災害防止対策の推進										
実施担当	県、都市整備班、環境班、農業班										
対策 ④	造成地災害防止対策の推進										
実施担当	県、都市整備班、環境班、農業班										
<b>第3節 地震被害軽減への備え</b> <b>第2 消火活動、救助・救急活動への備え</b>  <table border="1"> <tr> <td>対策 ③</td><td>救助力の強化</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>消防部</td></tr> </table> <p>(1) 救助活動体制の強化 消防部は、要救助者を災害現場から安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。</p>	対策 ③	救助力の強化	実施担当	消防部	<b>第3節 地震被害軽減への備え</b> <b>第2 消火活動、救助・救急活動への備え</b>  <table border="1"> <tr> <td>対策 ③</td><td>救助力の強化</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>消防部</td></tr> </table> <p>(1) 救助活動体制の強化 消防部は、要救助者を災害現場から安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。<u>その後、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p>	対策 ③	救助力の強化	実施担当	消防部	26	R7.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）
対策 ③	救助力の強化										
実施担当	消防部										
対策 ③	救助力の強化										
実施担当	消防部										
<b>第3 医療救護活動への備え</b>  <table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>後方医療施設の整備</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>県、各医療機関</td></tr> </table> <p>(2) 災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）指定医療機関の指定 (略)</p>	対策 ②	後方医療施設の整備	実施担当	県、各医療機関	<b>第3 医療救護活動への備え</b>  <table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>後方医療施設の整備</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>県、各医療機関</td></tr> </table> <p>(2) 災害派遣医療チーム（以下「DMA T」という。）指定医療機関の指定 (略)</p>	対策 ②	後方医療施設の整備	実施担当	県、各医療機関	28	R7.3 県計画の改定に伴う修正（基幹拠点病院の指定が解除され、地域拠点病院の指定を受けたため）
対策 ②	後方医療施設の整備										
実施担当	県、各医療機関										
対策 ②	後方医療施設の整備										
実施担当	県、各医療機関										

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由																																																
<p>【災害拠点病院・DMAT指定医療機関一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th><th>区分</th><th>医療圏</th><th>医療機関名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>基幹</td><td>全県</td><td>水戸赤十字病院</td></tr> <tr> <td>2</td><td>基幹</td><td>全県</td><td>独立行政法人国立病院機構水戸医療センター</td></tr> <tr> <td>3</td><td>地域</td><td>水戸</td><td>茨城県立中央病院</td></tr> </tbody> </table>	No	区分	医療圏	医療機関名	1	基幹	全県	水戸赤十字病院	2	基幹	全県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	3	地域	水戸	茨城県立中央病院	<p>【災害拠点病院・DMAT指定医療機関一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th><th>区分</th><th>医療圏</th><th>医療機関名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>基幹</td><td>全県</td><td>独立行政法人国立病院機構水戸医療センター</td></tr> <tr> <td>2</td><td>地域</td><td>水戸</td><td>水戸赤十字病院</td></tr> <tr> <td>3</td><td>地域</td><td>水戸</td><td>茨城県立中央病院</td></tr> </tbody> </table>	No	区分	医療圏	医療機関名	1	基幹	全県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	2	地域	水戸	水戸赤十字病院	3	地域	水戸	茨城県立中央病院																		
No	区分	医療圏	医療機関名																																																
1	基幹	全県	水戸赤十字病院																																																
2	基幹	全県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター																																																
3	地域	水戸	茨城県立中央病院																																																
No	区分	医療圏	医療機関名																																																
1	基幹	全県	独立行政法人国立病院機構水戸医療センター																																																
2	地域	水戸	水戸赤十字病院																																																
3	地域	水戸	茨城県立中央病院																																																
<p><b>第3 医療救護活動への備え</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>後方医療施設の整備</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>県、各医療機関</td></tr> </table> <p>(2) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定 (略)</p> <p>【災害拠点病院・DMAT指定医療機関一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th><th>区分</th><th>医療圏</th><th>医療機関名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>20</td><td>DMAT指定医療機関</td><td>土浦協同病院なめがた地域医療センター</td><td></td></tr> <tr> <td>21</td><td>DMAT指定医療機関</td><td>取手北相馬保健医療センター医師会病院</td><td></td></tr> <tr> <td>22</td><td>DMAT指定医療機関</td><td>社会医療法人達生堂 城西病院</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※No.1～18の災害拠点病院については、DMAT指定医療機関も兼ねている</p>	対策 ②	後方医療施設の整備	実施担当	県、各医療機関	No	区分	医療圏	医療機関名		(略)			20	DMAT指定医療機関	土浦協同病院なめがた地域医療センター		21	DMAT指定医療機関	取手北相馬保健医療センター医師会病院		22	DMAT指定医療機関	社会医療法人達生堂 城西病院		<p><b>第3 医療救護活動への備え</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>後方医療施設の整備</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>県、各医療機関</td></tr> </table> <p>(2) 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）指定医療機関の指定 (略)</p> <p>【災害拠点病院・DMAT指定医療機関一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th><th>区分</th><th>医療圏</th><th>医療機関名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(削除)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>20</td><td>DMAT指定医療機関</td><td>取手北相馬保健医療センター医師会病院</td><td></td></tr> <tr> <td>21</td><td>DMAT指定医療機関</td><td>社会医療法人達生堂 城西病院</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※No.1～18の災害拠点病院については、DMAT指定医療機関も兼ねている</p>	対策 ②	後方医療施設の整備	実施担当	県、各医療機関	No	区分	医療圏	医療機関名		(略)			(削除)				20	DMAT指定医療機関	取手北相馬保健医療センター医師会病院		21	DMAT指定医療機関	社会医療法人達生堂 城西病院		28	R6.3 県計画の改定に伴う修正(DMAT指定医療機関の指定が解除されたため)
対策 ②	後方医療施設の整備																																																		
実施担当	県、各医療機関																																																		
No	区分	医療圏	医療機関名																																																
	(略)																																																		
20	DMAT指定医療機関	土浦協同病院なめがた地域医療センター																																																	
21	DMAT指定医療機関	取手北相馬保健医療センター医師会病院																																																	
22	DMAT指定医療機関	社会医療法人達生堂 城西病院																																																	
対策 ②	後方医療施設の整備																																																		
実施担当	県、各医療機関																																																		
No	区分	医療圏	医療機関名																																																
	(略)																																																		
(削除)																																																			
20	DMAT指定医療機関	取手北相馬保健医療センター医師会病院																																																	
21	DMAT指定医療機関	社会医療法人達生堂 城西病院																																																	
<p><b>第3 医療救護活動への備え</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>後方医療施設の整備</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>県、各医療機関</td></tr> </table> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(3) 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の体制整備 (略)</p>	対策 ②	後方医療施設の整備	実施担当	県、各医療機関	<p><b>第3 医療救護活動への備え</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>後方医療施設の整備</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>県、各医療機関</td></tr> </table> <p>(3) 災害支援ナースの体制整備 <u>県は、病院、診療所との協定締結など、地震等による大規模な災害の被災地で医療救護を行う災害支援ナースを派遣する体制整備に努める。</u></p> <p>(4) 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の体制整備 (略)</p>	対策 ②	後方医療施設の整備	実施担当	県、各医療機関	28	R7.3 県計画の改定に伴う修正(防災基本計画との整合を図るため)																																								
対策 ②	後方医療施設の整備																																																		
実施担当	県、各医療機関																																																		
対策 ②	後方医療施設の整備																																																		
実施担当	県、各医療機関																																																		
<p><b>第4 被災者支援のための備え</b></p>	<p><b>第4 被災者支援のための備え</b></p>	30	R7.3 県計画の改定に伴																																																

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由								
<table border="1"> <tr> <td>対策①</td><td>避難所の整備</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班、保険班、学校教育班、生涯学習班</td></tr> </table> <p>(2) 指定避難所の指定 町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、  住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとし、避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館等の公共建築物とする。</p> <p>また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図る。 (略)</p>	対策①	避難所の整備	実施担当	本部班、保険班、学校教育班、生涯学習班	<table border="1"> <tr> <td>対策①</td><td>避難所の整備</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班、保険班、学校教育班、生涯学習班</td></tr> </table> <p>(2) 指定避難所の指定 町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、<u>平當時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について</u>、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとし、避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館等の公共建築物とする。 <u>指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。</u> また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図る。 (略)</p>	対策①	避難所の整備	実施担当	本部班、保険班、学校教育班、生涯学習班		う修正（防災基本計画との整合を図るため）
対策①	避難所の整備										
実施担当	本部班、保険班、学校教育班、生涯学習班										
対策①	避難所の整備										
実施担当	本部班、保険班、学校教育班、生涯学習班										
<h4>第4 被災者支援のための備え</h4> <table border="1"> <tr> <td>対策①</td><td>避難所の整備</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班、保険班、学校教育班、生涯学習班</td></tr> </table> <p>(4) 避難所の備蓄物資及び設備の整備 (略) また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め る。 備蓄すべき主なものは次のとおりである。</p>	対策①	避難所の整備	実施担当	本部班、保険班、学校教育班、生涯学習班	<h4>第4 被災者支援のための備え</h4> <table border="1"> <tr> <td>対策①</td><td>避難所の整備</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班、保険班、学校教育班、生涯学習班</td></tr> </table> <p>(4) 避難所の備蓄物資及び設備の整備 (略) また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進め る。 備蓄すべき主なものは次のとおりである。</p>	対策①	避難所の整備	実施担当	本部班、保険班、学校教育班、生涯学習班	31	R7.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）
対策①	避難所の整備										
実施担当	本部班、保険班、学校教育班、生涯学習班										
対策①	避難所の整備										
実施担当	本部班、保険班、学校教育班、生涯学習班										

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由								
<p>①食料、飲料水（井戸水の活用を含む）      ②生活必需品      ③ラジオ、テレビ      ④通信機材（衛星携帯電話、<u>災害時用公衆電話</u>（特設公衆電話）、町防災行政無線を含む）      ⑤放送設備      ⑥照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）      ⑦炊き出しに必要な機材及び燃料      ⑧給水用機材      ⑨救護所及び医療資機材（常備薬含む）      ⑩物資の集積所（備蓄倉庫等）      ⑪仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ      ⑫間仕切り、マット、簡易ベッド、段ボールベッド      ⑬感染症対策用資機材      ⑭工具類          （略）</p>	<p>①食料、飲料水（井戸水の活用を含む）      ②生活必需品      ③ラジオ、テレビ      ④通信機材（衛星携帯電話、<b>衛星通信を活用したインターネット機器</b>、<u>災害時用公衆電話</u>（特設公衆電話）、町防災行政無線を含む）      ⑤放送設備      ⑥照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）      ⑦炊き出しに必要な機材及び燃料      ⑧給水用機材、<b>給水タンク</b>      ⑨救護所及び医療資機材（常備薬含む）      ⑩物資の集積所（備蓄倉庫等）      ⑪仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ、マンホールトイレ      ⑫間仕切り、マット、簡易ベッド、段ボールベッド      ⑬感染症対策用資機材      ⑭工具類          （略）</p>										
<b>第4 被災者支援のための備え</b>	<b>第4 被災者支援のための備え</b>	31	R6.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）								
<table border="1"> <tr> <td>対策 ①</td><td>避難所の整備</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班、保険班、学校教育班、生涯学習班</td></tr> </table> <p>（5）避難所の運営体制の整備      町は、住民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。      町は、指定管理者制度導入施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。      町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換<u>に努める。</u></p>	対策 ①	避難所の整備	実施担当	本部班、保険班、学校教育班、生涯学習班	<table border="1"> <tr> <td>対策 ①</td><td>避難所の整備</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班、保険班、学校教育班、生涯学習班</td></tr> </table> <p>（5）避難所の運営体制の整備      町は、住民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。      町は、指定管理者制度導入施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。      町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や<b>避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</b>に努める。</p>	対策 ①	避難所の整備	実施担当	本部班、保険班、学校教育班、生涯学習班		
対策 ①	避難所の整備										
実施担当	本部班、保険班、学校教育班、生涯学習班										
対策 ①	避難所の整備										
実施担当	本部班、保険班、学校教育班、生涯学習班										
<b>第4 被災者支援のための備え</b>	<b>第4 被災者支援のための備え</b>	32	R7.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）								
<table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>食料、生活必需品等の供給体制の整備</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班</td></tr> </table>	対策 ②	食料、生活必需品等の供給体制の整備	実施担当	本部班	<table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>食料、生活必需品等の供給体制の整備</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班</td></tr> </table>	対策 ②	食料、生活必需品等の供給体制の整備	実施担当	本部班		
対策 ②	食料、生活必需品等の供給体制の整備										
実施担当	本部班										
対策 ②	食料、生活必需品等の供給体制の整備										
実施担当	本部班										

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由								
<p>(1) 食料、生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備</p> <p>①町の体制整備</p> <p>町は、想定されるり災人口の概ね3日分（茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量）を目標として食料等の備蓄及び毛布等の生活必需品の備蓄に努める。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努め、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施する</p> <hr/> <hr/> <p>（略）</p>	<p>(1) 食料、生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備</p> <p>①町の体制整備</p> <p>町は、想定されるり災人口の概ね3日分（茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量）を目標として食料等の備蓄及び毛布等の生活必需品の備蓄に努める。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努め、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</p> <p>（略）</p>										
<p><b>第5 要配慮者安全確保のための備え</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td> <td>在宅要配慮者の救護体制の確保</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉班、本部班、県</td> </tr> </table> <p>(1) 避難行動要支援者*状況把握</p> <p>町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <hr/> <p>町は、避難支援等に携わる関係者（消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、地域医師会等）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることによ</p>	対策 ②	在宅要配慮者の救護体制の確保	実施担当	福祉班、本部班、県	<p><b>第5 要配慮者安全確保のための備え</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td> <td>在宅要配慮者の救護体制の確保</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉班、本部班、県</td> </tr> </table> <p>(1) 避難行動要支援者*状況把握</p> <p>町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿については、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p> <p>町は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>町は、被災者支援事業の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</p> <p>町は、避難支援等に携わる関係者（消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、地域医師会等）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることによ</p>	対策 ②	在宅要配慮者の救護体制の確保	実施担当	福祉班、本部班、県	34	R6.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）
対策 ②	在宅要配慮者の救護体制の確保										
実施担当	福祉班、本部班、県										
対策 ②	在宅要配慮者の救護体制の確保										
実施担当	福祉班、本部班、県										



現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由								
<p>(5) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施</p> <p>町は、近隣住民（自主防災組織）、<u>地域ケアシステムの在宅ケアチーム</u>やボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。</p> <p>また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。</p>	<p>(5) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施</p> <p>町は、近隣住民（自主防災組織）、<u>在宅療養者毎の支援チーム</u>やボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。</p> <p>また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かな防災に関する普及・啓発を図る。</p>										
<p><b>第4節 防災教育・訓練</b></p> <p><b>第1 防災教育</b></p> <p>■基本事項</p> <p>地震による被害を最小限にとどめるためには、住民の一人ひとりが日頃から地震災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災のための社会をつくる運動の展開が必要である。このため、町、県、防災関係機関は防災教育活動を推進するものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p>（略）</p>	<p><b>第4節 防災教育・訓練</b></p> <p><b>第1 防災教育</b></p> <p>■基本事項</p> <p>地震による被害を最小限にとどめるためには、住民の一人ひとりが日頃から地震災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による「公助」、個々人の自覚に根ざした「自助」、地域コミュニティ等による「共助」が連携して減災のための社会をつくる運動の展開が必要である。このため、町、県、防災関係機関は防災教育活動を推進するものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮する</u>よう努める。</p> <p>（略）</p>	39	R7.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）								
<p><b>第1 住民向けの防災教育</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対策 ①</td> <td>住民向けの防災教育</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班</td> </tr> </table> <p>(1) 普及啓発すべき内容</p> <p>①「自助」、「共助」の推進 <u>（新規）</u></p> <p>ク) 適切な避難行動 (略)</p> <p>ケ) 避難場所・避難経路の確認 (略)</p> <p>コ) 被災状況の記録 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p>	対策 ①	住民向けの防災教育	実施担当	本部班	<p><b>第1 住民向けの防災教育</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対策 ①</td> <td>住民向けの防災教育</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部班</td> </tr> </table> <p>(1) 普及啓発すべき内容</p> <p>①「自助」、「共助」の推進</p> <p>ク) <u>飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難場所での飼養についての準備</u> <u>家庭動物との同行避難が円滑に実施できるよう、飼い主による平時からの備えについて普及・啓発を図る。</u></p> <p>ケ) 適切な避難行動 (略)</p> <p>コ) 避難場所・避難経路の確認 (略)</p> <p>サ) 被災状況の記録 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p>	対策 ①	住民向けの防災教育	実施担当	本部班	40	R6.3 及び R7.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）
対策 ①	住民向けの防災教育										
実施担当	本部班										
対策 ①	住民向けの防災教育										
実施担当	本部班										

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由								
<p>④防災関連設備等の準備</p> <p>ア) 非常用持出袋</p> <p>イ) 消火器等消火資機材</p> <p>ウ) 住宅用火災警報器</p> <p>エ) その他防災関連設備等</p>	<p>④防災関連設備等の準備</p> <p>ア) 消火器</p> <p>イ) ガスのマイコンメーター</p> <p>ウ) 感震ブレーカー</p> <p>エ) 非常持出品等</p>										
<p><b>第2 防災訓練・災害に関する研究・災害教訓の伝承</b></p> <p>■基本事項</p> <p>災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。町は、関係機関相互の連携のもと地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう、具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する _____ よう努める。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第2 防災訓練・災害に関する研究・災害教訓の伝承</b></p> <p>■基本事項</p> <p>災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。町は、関係機関相互の連携のもと地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう、具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施にあたっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</p> <p>(略)</p>	42	R7.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）								
<p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第2節 災害情報の収集・伝達</b></p> <p><b>第1 通信手段の確保</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>代替通信機能の確保</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班</td></tr> </table> <p>(6) 放送機能の利用</p> <p>町は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、県を通じて、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局、(株) _____ 茨城放送に要請する。</p> <p>(略)</p>	対策 ②	代替通信機能の確保	実施担当	本部班	<p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第2節 災害情報の収集・伝達</b></p> <p><b>第1 通信手段の確保</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>代替通信機能の確保</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班</td></tr> </table> <p>(6) 放送機能の利用</p> <p>町は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、県を通じて、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局、(株) <u>LuckyFM</u> 茨城放送に要請する。</p> <p>(略)</p>	対策 ②	代替通信機能の確保	実施担当	本部班	58	社名の変更に伴う修正
対策 ②	代替通信機能の確保										
実施担当	本部班										
対策 ②	代替通信機能の確保										
実施担当	本部班										
<p><b>第1 通信手段の確保</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>代替通信機能の確保</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班</td></tr> </table> <p>(6) 放送機能の利用</p> <p>(略)</p> <p>なお、_____ 水戸コミュニティ放送株式会社とは、災害時における放送要請に関する協定を締結している。</p>	対策 ②	代替通信機能の確保	実施担当	本部班	<p><b>第1 通信手段の確保</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>代替通信機能の確保</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班</td></tr> </table> <p>(6) 放送機能の利用</p> <p>(略)</p> <p>なお、(株) <u>LuckyFM</u> 茨城放送及び水戸コミュニティ放送株式会社とは、災害時における放送要請に関する協定を締結している。</p>	対策 ②	代替通信機能の確保	実施担当	本部班	59	記載漏れのため、修正するもの
対策 ②	代替通信機能の確保										
実施担当	本部班										
対策 ②	代替通信機能の確保										
実施担当	本部班										

現計画		改定（案）		現計画 掲載頁	改定理由																						
<b>第2 災害情報の収集・伝達・報告</b>		<b>第2 災害情報の収集・伝達・報告</b>																									
対策 ①	地震情報の収集・伝達	対策 ①	地震情報の収集・伝達																								
実施担当	本部班	実施担当	本部班																								
<p><b>【地震上の種類】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>震度3以上（<u>大津波警報</u>、<u>津波警報</u>又は<u>注意報</u>を発表した場合は発表しない）</td> <td> <p><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</u></p> <p>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加</p> </td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報</td> <td> <u>以下のいずれかを満たした場合</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度3以上</li> <li>・<u>大津波警報</u>、<u>津波警報</u>又は<u>注意報</u>発表時</li> <li>・若干の海面変動が予想される場合</li> <li>・緊急地震速報（警報）を発表した場合</li> </ul> </td> <td> <p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）震度3以上<u>の地域名と市町村ごとの</u>観測した震度を発表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表</p> </td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報</td> <td>震度1以上</td> <td> <p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表</p> </td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> <tr> <td>_____</td> <td>_____</td> <td>_____</td> </tr> </tbody> </table>		地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	震度3以上（ <u>大津波警報</u> 、 <u>津波警報</u> 又は <u>注意報</u> を発表した場合は発表しない）	<p><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</u></p> <p>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加</p>	震源・震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度3以上</li> <li>・<u>大津波警報</u>、<u>津波警報</u>又は<u>注意報</u>発表時</li> <li>・若干の海面変動が予想される場合</li> <li>・緊急地震速報（警報）を発表した場合</li> </ul>	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）震度3以上<u>の地域名と市町村ごとの</u>観測した震度を発表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表</p>	各地の震度に関する情報	震度1以上	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表</p>	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____		
地震情報の種類	発表基準	内 容																									
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																									
震源に関する情報	震度3以上（ <u>大津波警報</u> 、 <u>津波警報</u> 又は <u>注意報</u> を発表した場合は発表しない）	<p><u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</u></p> <p>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加</p>																									
震源・震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震度3以上</li> <li>・<u>大津波警報</u>、<u>津波警報</u>又は<u>注意報</u>発表時</li> <li>・若干の海面変動が予想される場合</li> <li>・緊急地震速報（警報）を発表した場合</li> </ul>	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）震度3以上<u>の地域名と市町村ごとの</u>観測した震度を発表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表</p>																									
各地の震度に関する情報	震度1以上	<p>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表</p>																									
_____	_____	_____																									
_____	_____	_____																									
_____	_____	_____																									
<p><b>【地震上の種類】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>震度3以上</td> <td>地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td> <u>震度3以上（</u>  <u>大津波警報</u>、<u>津波警報</u>又は<u>注意報</u>を発表した場合は発表しない）</td> <td> <p><u>・震度3以上（</u>  <u>大津波警報</u>、<u>津波警報</u>又は<u>注意報</u>を発表した場合は発表しない）</p> <p>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」の旨を付加して、<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</u>。</p> </td> </tr> <tr> <td>震源・震度情報</td> <td> <u>震度1以上</u>  <u>津波警報</u>・<u>注意報</u>発表  <u>若干の海面変動が予想された時</u>  <u>緊急地震速報（警報）を発表した時</u> </td> <td> <p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）震度1以上観測した地点と観測した震度を発表。</p> <p>それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名・地点名を発表。</p> </td> </tr> <tr> <td>長周期地震動に関する観測情報</td> <td>震度1以上を観測した場合</td> <td> <p>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や地震動階級1以上を観測した場合</p> <p>長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）</p> </td> </tr> </tbody> </table>		地震情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	<u>震度3以上（</u> <u>大津波警報</u> 、 <u>津波警報</u> 又は <u>注意報</u> を発表した場合は発表しない）	<p><u>・震度3以上（</u>  <u>大津波警報</u>、<u>津波警報</u>又は<u>注意報</u>を発表した場合は発表しない）</p> <p>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」の旨を付加して、<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</u>。</p>	震源・震度情報	<u>震度1以上</u> <u>津波警報</u> ・ <u>注意報</u> 発表 <u>若干の海面変動が予想された時</u> <u>緊急地震速報（警報）を発表した時</u>	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）震度1以上観測した地点と観測した震度を発表。</p> <p>それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名・地点名を発表。</p>	長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した場合	<p>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や地震動階級1以上を観測した場合</p> <p>長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）</p>	60	気象庁が内容を更新したことに伴う修正									
地震情報の種類	発表基準	内 容																									
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																									
震源に関する情報	<u>震度3以上（</u> <u>大津波警報</u> 、 <u>津波警報</u> 又は <u>注意報</u> を発表した場合は発表しない）	<p><u>・震度3以上（</u>  <u>大津波警報</u>、<u>津波警報</u>又は<u>注意報</u>を発表した場合は発表しない）</p> <p>「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」の旨を付加して、<u>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表</u>。</p>																									
震源・震度情報	<u>震度1以上</u> <u>津波警報</u> ・ <u>注意報</u> 発表 <u>若干の海面変動が予想された時</u> <u>緊急地震速報（警報）を発表した時</u>	<p>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）震度1以上観測した地点と観測した震度を発表。</p> <p>それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</p> <p>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名・地点名を発表。</p>																									
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した場合	<p>地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や地震動階級1以上を観測した場合</p> <p>長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）</p>																									

現計画			改定（案）			現計画 掲載頁	改定理由
			<u>遠地地震に関する情報</u>	<u>国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等*</u> ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。	<u>地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。</u> <u>日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表*。</u> <u>※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。</u>		
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表		
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。		
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に気象庁ホームページ上に掲載）。					
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・マグニチュード7.0以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。					

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由																
<b>第2 災害情報の収集・伝達・報告</b> <table border="1"> <tr> <td>対策① 地震情報の収集・伝達</td><td>実施担当 本部班</td></tr> </table> <p><b>【地震上の種類】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推計震度分布図</td><td>・震度5弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもとに、<u>1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表</u></td></tr> </tbody> </table>	対策① 地震情報の収集・伝達	実施担当 本部班	地震情報の種類	発表基準	内 容	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表</u>	<b>第2 災害情報の収集・伝達・報告</b> <table border="1"> <tr> <td>対策① 地震情報の収集・伝達</td><td>実施担当 本部班</td></tr> </table> <p><b>【地震上の種類】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th><th>発表基準</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推計震度分布図</td><td>・震度5弱以上</td><td>観測した各地の震度データをもとに、<u>250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</u></td></tr> </tbody> </table>	対策① 地震情報の収集・伝達	実施担当 本部班	地震情報の種類	発表基準	内 容	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</u>	60	現在の推計震度分布図との整合を図るため
対策① 地震情報の収集・伝達	実施担当 本部班																		
地震情報の種類	発表基準	内 容																	
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表</u>																	
対策① 地震情報の収集・伝達	実施担当 本部班																		
地震情報の種類	発表基準	内 容																	
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、 <u>250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。</u>																	
<b>第2 災害情報の収集・伝達・報告</b> <table border="1"> <tr> <td>対策① 地震情報の収集・伝達</td><td>実施担当 本部班</td></tr> </table> <p>(1) 地震情報の収集 (略)</p> <p><b>【地震上の種類】</b> (略)</p> <p><b>地震情報伝達手段</b></p> <pre> graph TD     A[気象庁本府又は大阪管区気象台] --&gt; B[水戸地方気象台]     B --&gt; C[消防庁]     B --&gt; D[県防災・危機管理課]     B --&gt; E[NHK]     B --&gt; F[関東地方整備局]     B --&gt; G[茨城海上保安部]     C --&gt; H[関係市町村及び関係機関等]     D --&gt; H     E --&gt; I[常陸河川国道事務所]     F --&gt; I     G --&gt; J[関係船舶]     I --&gt; K[住民]     J --&gt; K     </pre> <p>→ : 専用線による伝達 → : その他の伝達手段</p>	対策① 地震情報の収集・伝達	実施担当 本部班	<b>第2 災害情報の収集・伝達・報告</b> <table border="1"> <tr> <td>対策① 地震情報の収集・伝達</td><td>実施担当 本部班</td></tr> </table> <p>(1) 地震情報の収集 (略)</p> <p><b>【地震上の種類】</b> (略)</p> <p><b>地震情報伝達手段</b></p> <pre> graph TD     A[気象庁本府 又は 大阪管区気象台] --&gt; B[水戸地方気象台]     B --&gt; C[消防庁]     B --&gt; D[茨城県防災・危機管理課]     B --&gt; E[日本放送協会(NHK)]     B --&gt; F[国土交通省関東地方整備局]     B --&gt; G[第3管区海上保安部]     C --&gt; H[関係市町村及び関係機関等]     D --&gt; H     E --&gt; I[常陸河川国道事務所]     F --&gt; I     G --&gt; J[茨城海上保安部]     J --&gt; K[関係船舶]     I --&gt; L[住民]     </pre> <p>→ : 専用線による伝達 → : その他の伝達手段</p>	対策① 地震情報の収集・伝達	実施担当 本部班	61	R6.3 県計画の改定に伴う修正（情報伝達系統図の修正）												
対策① 地震情報の収集・伝達	実施担当 本部班																		
対策① 地震情報の収集・伝達	実施担当 本部班																		
<b>第3 災害情報の広報</b>	<b>第3 災害情報の広報</b>	65	記載漏れのため、修正																

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由								
<table border="1"> <tr> <td>対策①</td><td>広報活動</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班、秘書広聴班、消防部</td></tr> </table> <p>(2) 広報手段      ②報道機関への依頼及び協力      町は、災害広報を行うにあたり必要と認める場合には、県に依頼し報道関係機関に対する協力の要請及び協定締結先の「水戸コミュニティ放送株式会社」に協力を要請する。      (略)</p>	対策①	広報活動	実施担当	本部班、秘書広聴班、消防部	<table border="1"> <tr> <td>対策①</td><td>広報活動</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班、秘書広聴班、消防部</td></tr> </table> <p>(2) 広報手段      ②報道機関への依頼及び協力      町は、災害広報を行うにあたり必要と認める場合には、県に依頼し報道関係機関に対する協力の要請及び協定締結先の「(株)LuckyFM茨城放送」及び「水戸コミュニティ放送株式会社」に協力を要請する。      (略)</p>	対策①	広報活動	実施担当	本部班、秘書広聴班、消防部		するもの
対策①	広報活動										
実施担当	本部班、秘書広聴班、消防部										
対策①	広報活動										
実施担当	本部班、秘書広聴班、消防部										
<b>第3 災害情報の広報</b> <table border="1"> <tr> <td>対策①</td><td>広報活動</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班、秘書広聴班、消防部</td></tr> </table> <p>(2) 広報手段      ⑤民間アプリの活用      町は、TwitterやLINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用して住民に情報提供する。      また、迅速性・拡散性に優れているTwitterなどのSNSについては、信頼のおける情報を積極的にリツイートするなどして拡散するとともに、他の公的機関等が発する被災者支援に有益な情報等についても、複数の者で正確性を確認しながら、情報の拡散を行う。</p>	対策①	広報活動	実施担当	本部班、秘書広聴班、消防部	<b>第3 災害情報の広報</b> <table border="1"> <tr> <td>対策①</td><td>広報活動</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班、秘書広聴班、消防部</td></tr> </table> <p>(2) 広報手段      ⑤民間アプリの活用      町は、XやLINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用して住民に情報提供する。      また、迅速性・拡散性に優れているXなどのSNSについては、信頼のおける情報を積極的にリツイートするなどして拡散するとともに、他の公的機関等が発する被災者支援に有益な情報等についても、複数の者で正確性を確認しながら、情報の拡散を行う。</p>	対策①	広報活動	実施担当	本部班、秘書広聴班、消防部	65	名称の変更に伴う修正
対策①	広報活動										
実施担当	本部班、秘書広聴班、消防部										
対策①	広報活動										
実施担当	本部班、秘書広聴班、消防部										
<b>第3節 応援・派遣</b> <b>第2 応援要請・受け入れ体制の確保</b> <table border="1"> <tr> <td>対策②</td><td>応援受け入れ体制の確保</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班</td></tr> </table> <p>(2) 受け入れ体制の確保      ②受け入れ施設の整備      町は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。      また、防災ボランティア等の人的応援についても、あらかじめ受け入れ施設を定めておくものとする。</p>	対策②	応援受け入れ体制の確保	実施担当	本部班	<b>第3節 応援・派遣</b> <b>第2 応援要請・受け入れ体制の確保</b> <table border="1"> <tr> <td>対策②</td><td>応援受け入れ体制の確保</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班</td></tr> </table> <p>(2) 受け入れ体制の確保      ②受け入れ施設の整備      町は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。      また、防災ボランティア等の人的応援についても、あらかじめ受け入れ施設を定めておくものとする。      なお、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に</p>	対策②	応援受け入れ体制の確保	実施担当	本部班	71	R7.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）
対策②	応援受け入れ体制の確保										
実施担当	本部班										
対策②	応援受け入れ体制の確保										
実施担当	本部班										

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由								
	は、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。										
<b>第4節 被害軽減対策</b> <b>第4 応急医療</b>	<b>第4節 被害軽減対策</b> <b>第4 応急医療</b>	85	名称を正式なものに修正								
<table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>後方支援活動</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>消防部、健康増進班、医療関係団体</td></tr> </table> <p>(4) 周産期医療</p> <p>県は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び周産期センター等から周産期医療機関及び小児医療機関の受け入れ状況を把握する。また、町は、県保健所と連携し、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防部への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。</p> <p>患者搬送のコーディネート等については、災害時小児周産期リエゾンを活用する。</p>	対策 ②	後方支援活動	実施担当	消防部、健康増進班、医療関係団体	<table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>後方支援活動</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>消防部、健康増進班、医療関係団体</td></tr> </table> <p>(4) 周産期医療</p> <p>県は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）及び総合周産期母子医療センター等から周産期医療機関及び小児医療機関の受け入れ状況を把握する。また、町は、県保健所と連携し、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防部への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。</p> <p>患者搬送のコーディネート等については、災害時小児周産期リエゾンを活用する。</p>	対策 ②	後方支援活動	実施担当	消防部、健康増進班、医療関係団体		
対策 ②	後方支援活動										
実施担当	消防部、健康増進班、医療関係団体										
対策 ②	後方支援活動										
実施担当	消防部、健康増進班、医療関係団体										
<b>第5節 被災者生活支援</b> <b>第1 被災者の把握</b>	<b>第5節 被災者生活支援</b> <b>第1 被災者の把握</b>	88	R6.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）								
<p>■基本事項</p> <p>地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関する対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため町は、被災者の把握に関する業務を積極的に行っていくものとする。</p>	<p>■基本事項</p> <p>地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関する対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため町は、被災者の把握に関する業務を積極的に行っていくものとする。</p> <p>なお、町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。さらに、災害時には、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>										

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由								
<table border="1"> <tr> <td>対策①</td><td>避難者、自宅被災者の把握</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>保険班、福祉班</td></tr> </table> <p>(1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成 町は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を各避難所に設置する。 また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	対策①	避難者、自宅被災者の把握	実施担当	保険班、福祉班	<table border="1"> <tr> <td>対策①</td><td>避難者、自宅被災者の把握</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>保険班、福祉班</td></tr> </table> <p>(1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成 町は、発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を各避難所に設置する。 また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。</p> <p style="color:red;"><u>なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>	対策①	避難者、自宅被災者の把握	実施担当	保険班、福祉班		
対策①	避難者、自宅被災者の把握										
実施担当	保険班、福祉班										
対策①	避難者、自宅被災者の把握										
実施担当	保険班、福祉班										
<b>第2 避難生活の確保、健康管理</b>	<b>第2 避難生活の確保、健康管理</b>	89	R7.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）								
<table border="1"> <tr> <td>対策①</td><td>避難生活の確保</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>保険班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、避難所施設の管理者、各班</td></tr> </table> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設 町は、発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <hr/> <p>(略)</p>	対策①	避難生活の確保	実施担当	保険班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、避難所施設の管理者、各班	<table border="1"> <tr> <td>対策①</td><td>避難生活の確保</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>保険班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、避難所施設の管理者、各班</td></tr> </table> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設 町は、発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。<u>併せて、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行した被災者について、適切に受け入れることとする。</u></p> <p>(略)</p>	対策①	避難生活の確保	実施担当	保険班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、避難所施設の管理者、各班		
対策①	避難生活の確保										
実施担当	保険班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、避難所施設の管理者、各班										
対策①	避難生活の確保										
実施担当	保険班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、避難所施設の管理者、各班										
<b>第2 避難生活の確保、健康管理</b>	<b>第2 避難生活の確保、健康管理</b>	91	R6.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）								
<table border="1"> <tr> <td>対策①</td><td>避難生活の確保</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>保険班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、避難所施設の管理者、各班</td></tr> </table> <p>(4) 福祉避難所における支援 町は、福祉避難所の開設にあたり、次のとおり実施する。 ②福祉避難所の整備 避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすい環境整備に配慮し、必要な物資・機材を確保する。 また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞</p>	対策①	避難生活の確保	実施担当	保険班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、避難所施設の管理者、各班	<table border="1"> <tr> <td>対策①</td><td>避難生活の確保</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>保険班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、避難所施設の管理者、各班</td></tr> </table> <p>(4) 福祉避難所における支援 町は、福祉避難所の開設にあたり、次のとおり実施する。 ②福祉避難所の整備 避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすい環境整備に配慮し、必要な物資・機材を確保する。 また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞</p>	対策①	避難生活の確保	実施担当	保険班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、避難所施設の管理者、各班		
対策①	避難生活の確保										
実施担当	保険班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、避難所施設の管理者、各班										
対策①	避難生活の確保										
実施担当	保険班、学校教育班、生涯学習班、福祉班、避難所施設の管理者、各班										

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由								
<p>在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <hr/> <hr/>	<p>在せるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p style="color:red;"><u>特に、要配慮者に対して円滑な情報提供ができるよう、多様な情報手段の確保に努めるものとする。</u></p>										
<b>第2 避難生活の確保、健康管理</b> <table border="1" data-bbox="238 583 1365 685"> <tr> <td>対策 ②</td><td>避難所等における生活環境の整備</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>保険班、学校教育班</td></tr> </table> <p>(1) 衛生環境の維持</p> <p>町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために_____必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹼・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理<u>を行うとともに</u>、入浴の提供を行なうほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。_____また、必要に応じ、_____避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。_____に努める。さらに、災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努める。避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、_____扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努める。</p> <p>(略)</p>	対策 ②	避難所等における生活環境の整備	実施担当	保険班、学校教育班	<b>第2 避難生活の確保、健康管理</b> <table border="1" data-bbox="1540 583 2667 685"> <tr> <td>対策 ②</td><td>避難所等における生活環境の整備</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>保険班、学校教育班</td></tr> </table> <p>(1) 衛生環境の維持</p> <p>町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために<u>避難所開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹼・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理</u>_____、入浴の提供を行なうほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。<u>仮設トイレは、衛生的で誰もが快適に使える仕様のトイレを設置するよう努める。</u>また、必要に応じ、<u>避難者支援等の観点から</u>避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、<u>獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u>さらに、災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努める。</p> <p>避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	対策 ②	避難所等における生活環境の整備	実施担当	保険班、学校教育班	91	R7.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）
対策 ②	避難所等における生活環境の整備										
実施担当	保険班、学校教育班										
対策 ②	避難所等における生活環境の整備										
実施担当	保険班、学校教育班										
<b>第3 ボランティア活動の支援</b> <table border="1" data-bbox="238 1819 1365 1920"> <tr> <td>対策②</td><td>ボランティア「受け入れ窓口」との連携・協力</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>社会福祉協議会、福祉班</td></tr> </table> <p>(3) 活動拠点の提供</p> <p>町及び町社会福祉協議会は、ボランティア活動が円滑かつ</p>	対策②	ボランティア「受け入れ窓口」との連携・協力	実施担当	社会福祉協議会、福祉班	<b>第3 ボランティア活動の支援</b> <table border="1" data-bbox="1540 1819 2667 1920"> <tr> <td>対策②</td><td>ボランティア「受け入れ窓口」との連携・協力</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>社会福祉協議会、福祉班</td></tr> </table> <p>(3) 活動拠点の提供</p> <p>町及び町社会福祉協議会は、ボランティア活動が円滑かつ</p>	対策②	ボランティア「受け入れ窓口」との連携・協力	実施担当	社会福祉協議会、福祉班	95	R6.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）
対策②	ボランティア「受け入れ窓口」との連携・協力										
実施担当	社会福祉協議会、福祉班										
対策②	ボランティア「受け入れ窓口」との連携・協力										
実施担当	社会福祉協議会、福祉班										

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由								
<p>効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>中間支援組織</u>（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、<u>情報を共有する場</u>を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握</u>する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</p> <p>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの<u>生活</u>環境について配慮する。</p>	<p>効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織</u>（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場</u>を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</p> <p>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの<u>活動</u>環境について配慮する。</p>										
<b>第4 被災者ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">対策 ③</td> <td>生活情報の提供</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書広聴班</td> </tr> </table> <p>町は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、安否情報、ライフラインや公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を次のとおり様々な媒体を活用し適切に提供するものとする。</p> <p>なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者<u>                  </u>等それぞれに配慮した伝達を行うものとする。</p>	対策 ③	生活情報の提供	実施担当	秘書広聴班	<b>第4 被災者ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">対策 ③</td> <td>生活情報の提供</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書広聴班</td> </tr> </table> <p>町は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、安否情報、ライフラインや公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を次のとおり様々な媒体を活用し適切に提供するものとする。</p> <p>なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者、<u>車中泊避難者</u>等それぞれに配慮した伝達を行うものとする。</p>	対策 ③	生活情報の提供	実施担当	秘書広聴班	97	R7.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）
対策 ③	生活情報の提供										
実施担当	秘書広聴班										
対策 ③	生活情報の提供										
実施担当	秘書広聴班										
<b>第4 被災者ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">対策 ③</td> <td>生活情報の提供</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書広聴班</td> </tr> </table> <p>(5) テレビ、ラジオの活用</p> <p>テレビ、ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。</p> <p>なお、<u>                  </u>水戸コミュニティ放送株式会社とは、【災害時における放送要請に関する協定書】を締結している。</p>	対策 ③	生活情報の提供	実施担当	秘書広聴班	<b>第4 被災者ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">対策 ③</td> <td>生活情報の提供</td> </tr> <tr> <td>実施担当</td> <td>秘書広聴班</td> </tr> </table> <p>(5) テレビ、ラジオの活用</p> <p>テレビ、ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。</p> <p>なお、<u>(株) LuckyFM 茨城放送</u>及び水戸コミュニティ放送株式会社とは、【災害時における放送要請に関する協定書】を締結している。</p>	対策 ③	生活情報の提供	実施担当	秘書広聴班	98	記載漏れのため、修正するもの
対策 ③	生活情報の提供										
実施担当	秘書広聴班										
対策 ③	生活情報の提供										
実施担当	秘書広聴班										

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由								
<b>第6 要配慮者の安全確保</b>	<b>第6 要配慮者の安全確保</b>	102	県計画との整合を図るため								
<table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>在宅要配慮者に対する安全確保対策</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>福祉班</td></tr> </table> <p>(1) 安否確認、救助活動</p> <p>町及び県は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。</p> <p>また、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画_____に基づき、適切な避難支援を実施する。</p>	対策 ②	在宅要配慮者に対する安全確保対策	実施担当	福祉班	<table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>在宅要配慮者に対する安全確保対策</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>福祉班</td></tr> </table> <p>(1) 安否確認、救助活動</p> <p>町及び県は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。</p> <p>また、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各要支援者に関する個別避難計画に基づき、適切な避難支援を実施する。</p>	対策 ②	在宅要配慮者に対する安全確保対策	実施担当	福祉班		
対策 ②	在宅要配慮者に対する安全確保対策										
実施担当	福祉班										
対策 ②	在宅要配慮者に対する安全確保対策										
実施担当	福祉班										
<b>第6 要配慮者の安全確保</b>	<b>第6 要配慮者の安全確保</b>	102	R7.3 県計画の改定に伴う修正（文言修正のため）								
<table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>在宅要配慮者に対する安全確保対策</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>福祉班</td></tr> </table> <p>(5) 保健・医療・福祉巡回サービス</p> <p>町及び県は、医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。</p>	対策 ②	在宅要配慮者に対する安全確保対策	実施担当	福祉班	<table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>在宅要配慮者に対する安全確保対策</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>福祉班</td></tr> </table> <p>(5) 保健・医療・福祉巡回サービス</p> <p>町及び県は、医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など在宅療養の支援者等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。</p>	対策 ②	在宅要配慮者に対する安全確保対策	実施担当	福祉班		
対策 ②	在宅要配慮者に対する安全確保対策										
実施担当	福祉班										
対策 ②	在宅要配慮者に対する安全確保対策										
実施担当	福祉班										
<b>第10 愛玩動物の保護対策</b>	<b>第10 愛玩動物の保護対策</b>	110	R7.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）								
<table border="1"> <tr> <td>対策 ①</td><td>飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>県</td></tr> </table> <p>県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かり_____や、飼い主の発見に努めるものとする。</p>	対策 ①	飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護	実施担当	県	<table border="1"> <tr> <td>対策 ①</td><td>飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>県</td></tr> </table> <p>県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して、飼い主等からの愛玩動物の一時預かり要望への対応や、飼い主の発見に努めるものとする。</p>	対策 ①	飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護	実施担当	県		
対策 ①	飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護										
実施担当	県										
対策 ①	飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護										
実施担当	県										

現計画		改定（案）		現計画 掲載頁	改定理由																												
対策②	避難所における動物の適正飼養にかかる措置	対策②	避難所における動物の適正飼養にかかる措置																														
実施担当	環境班、県	実施担当	環境班、県																														
町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに 動物伝染病 予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について 必要な措置を講ずる。県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。	町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう努めるとともに獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努めるものとする。また、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。																																
<b>第6節 災害救助法の適用</b>	<b>第6節 災害救助法の適用</b>	112	茨城県災害救助法施行細則との整合を図るために																														
対策④	救助法による救助	対策④	救助法による救助																														
実施担当	各班	実施担当	各班																														
(2) 救助の種類、程度、方法及び期間並びに実費弁償等 救助法による救助の種類及び対象は次のとおり。なお、程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間の早見表」のとおりである。	(2) 救助の種類、程度、方法及び期間並びに実費弁償等 救助法による救助の種類及び対象は次のとおり。なお、程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間の早見表」のとおりである。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置</td> <td>現に被害をうけ、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。</td> </tr> <tr> <td>(新規)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他のによる食品の供与</td> <td>1) 避難所に収容された者 2) 全半壊(焼)流失、床上浸水等で炊事ができない者 3) 床下浸水で自宅において自炊不可能な者</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)</td> </tr> <tr> <td>被服寝具その他生活必需品の供与又は貸与</td> <td>全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそうち失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	対象	避難所の設置	現に被害をうけ、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(新規)		応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者	炊き出しその他のによる食品の供与	1) 避難所に収容された者 2) 全半壊(焼)流失、床上浸水等で炊事ができない者 3) 床下浸水で自宅において自炊不可能な者	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	被服寝具その他生活必需品の供与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそうち失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>救助の種類</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難所の設置 (法第4条第1項関係)</td> <td>現に被害をうけ、又は被害を受けるおそれのある者</td> </tr> <tr> <td>避難所の設置 (法第4条第2項関係)</td> <td>住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅の供与</td> <td>住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ことができない者</td> </tr> <tr> <td>炊き出しその他のによる食品の供与</td> <td>1) 避難所に収容された者 2) 住家に被害を受け、又は現に炊事ができない者</td> </tr> <tr> <td>飲料水の供給</td> <td>現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)</td> </tr> <tr> <td>被服寝具その他生活必需品の供与又は貸与</td> <td>全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類	対象	避難所の設置 (法第4条第1項関係)	現に被害をうけ、又は被害を受けるおそれのある者	避難所の設置 (法第4条第2項関係)	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者	応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ことができない者	炊き出しその他のによる食品の供与	1) 避難所に収容された者 2) 住家に被害を受け、又は現に炊事ができない者	飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	被服寝具その他生活必需品の供与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者				
救助の種類	対象																																
避難所の設置	現に被害をうけ、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。																																
(新規)																																	
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者																																
炊き出しその他のによる食品の供与	1) 避難所に収容された者 2) 全半壊(焼)流失、床上浸水等で炊事ができない者 3) 床下浸水で自宅において自炊不可能な者																																
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)																																
被服寝具その他生活必需品の供与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそうち失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者																																
救助の種類	対象																																
避難所の設置 (法第4条第1項関係)	現に被害をうけ、又は被害を受けるおそれのある者																																
避難所の設置 (法第4条第2項関係)	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ることができない者																																
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を得ことができない者																																
炊き出しその他のによる食品の供与	1) 避難所に収容された者 2) 住家に被害を受け、又は現に炊事ができない者																																
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)																																
被服寝具その他生活必需品の供与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者																																

現計画		改定（案）		現計画 掲載頁	改定理由
医療	医療の途を失った者（応急的処理）	医療	医療の途を失った者（応急的処理）		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状況にある者）	助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状況にある者）		
<u>災害にかかった者</u>	1) 現に生命、身体が危険な状態にある者 2) 生死不明な状態にある者	<u>被災者の救出</u>	1) 現に生命、身体が危険な状態にある者 2) 生死不明な状態にある者		
(新規)		<u>福祉サービスの提供</u>	現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者		
(新規)		<u>住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u>	住宅が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者		
<u>災害にかかった住宅の応急処理</u>	住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急処理をすることができない者	<u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u>	住宅が半壊（焼）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急処理をすることができない者		
学用品の供与	住宅の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水による学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒	学用品の供与	住宅の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により、学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒		
埋葬	1) 災害の際死亡した者 2) 実際に埋葬を実施する者に支給	埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給		
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者	死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者		
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする		
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているために生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、自力では除去することができない者		
<b>第7節 応急復旧・事後処理</b> <b>第1 建築物の応急復旧</b>		<b>第7節 応急復旧・事後処理</b> <b>第1 建築物の応急復旧</b>		115	R7.3 県計画の改定に伴う修正（法令との整合を図るため）
<p>■基本事項 (略)</p> <p>また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては、応急仮設住宅を提供し、又は、災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い保護していくものとする。</p>		<p>■基本事項 (略)</p> <p>また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては、応急仮設住宅を提供し、又は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い保護していくものとする。</p>			

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由								
<b>第1 建築物の応急復旧</b>	<b>第1 建築物の応急復旧</b>	116	茨城県災害救助法施行細則との整合を図るため								
<table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>住宅の応急修理</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>都市整備班</td></tr> </table> <p>(1) 基本事項          ①修理対象世帯          町は、災害のため住宅が半壊<u>又は半焼し</u>、自らの資力では応急修理をすることができない<u>世帯</u>に対して、応急修理を行う。</p>	対策 ②	住宅の応急修理	実施担当	都市整備班	<table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>住宅の応急修理</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>都市整備班</td></tr> </table> <p>(1) 基本事項          ①修理対象世帯          町は、災害のため住宅が半壊、<u>半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け</u>、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、応急修理を行う。</p>	対策 ②	住宅の応急修理	実施担当	都市整備班		
対策 ②	住宅の応急修理										
実施担当	都市整備班										
対策 ②	住宅の応急修理										
実施担当	都市整備班										
<b>第1 建築物の応急復旧</b>	<b>第1 建築物の応急復旧</b>	116	R7.3 県計画の改定に伴う修正（茨城県災害救助法施行細則との整合を図るため）								
<table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>住宅の応急修理</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>都市整備班</td></tr> </table> <p>(1) 基本事項          ③修理時期          応急修理は、災害発生から<u>1月</u>以内に完了するものとする。</p>	対策 ②	住宅の応急修理	実施担当	都市整備班	<table border="1"> <tr> <td>対策 ②</td><td>住宅の応急修理</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>都市整備班</td></tr> </table> <p>(1) 基本事項          ③修理時期          応急修理は、災害発生から<u>3月</u>以内に完了するものとする。<u>ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6月以内に完了するものとする。</u></p>	対策 ②	住宅の応急修理	実施担当	都市整備班		
対策 ②	住宅の応急修理										
実施担当	都市整備班										
対策 ②	住宅の応急修理										
実施担当	都市整備班										
<b>第1 建築物の応急復旧</b>	<b>第1 建築物の応急復旧</b>	116	R7.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）								
<table border="1"> <tr> <td>対策 ③</td><td>応急仮設住宅の設置</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班、都市整備班、関東財務局、県</td></tr> </table> <p>(1) 基本事項          公営住宅の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。          また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合など、実情に応じて建設型応急住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。</p>	対策 ③	応急仮設住宅の設置	実施担当	本部班、都市整備班、関東財務局、県	<table border="1"> <tr> <td>対策 ③</td><td>応急仮設住宅の設置</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>本部班、都市整備班、関東財務局、県</td></tr> </table> <p>(1) 基本事項          公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。          また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合など、実情に応じて建設型応急住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。</p>	対策 ③	応急仮設住宅の設置	実施担当	本部班、都市整備班、関東財務局、県		
対策 ③	応急仮設住宅の設置										
実施担当	本部班、都市整備班、関東財務局、県										
対策 ③	応急仮設住宅の設置										
実施担当	本部班、都市整備班、関東財務局、県										
<b>第1 建築物の応急復旧</b>	<b>第1 建築物の応急復旧</b>	117	R7.3 県計画の改定に伴う修正（応								

現計画		改定（案）		現計画 掲載頁	改定理由				
対策③ 応急仮設住宅の設置	実施担当 本部班、都市整備班、関東財務局、県	対策③ 応急仮設住宅の設置	実施担当 本部班、都市整備班、関東財務局、県		急仮設住宅の着工時期を明記)				
<p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。_____着工は災害発生の日から20日以内とし、_____その供与期間は<u>完成の日から</u>2年以内とする。</p>		<p>(2) 応急仮設住宅</p> <p>応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。<u>建設型応急住宅の</u>着工は災害発生の日から20日以内とし、<u>また、賃貸型応急住宅は災害発生後速やかに提供すること</u>とし、その供与期間は<u>いずれも</u>2年以内とする。</p>							
<p><b>第3 ライフライン施設の応急復旧</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対策② 下水道施設の応急復旧</td> </tr> <tr> <td>実施担当 環境班、下水道班</td> </tr> </table> <p>(1) 下水道停止時の代替措置</p> <p>①(略)</p> <p>②仮設トイレの設置</p> <p>町は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	対策② 下水道施設の応急復旧	実施担当 環境班、下水道班		<p><b>第3 ライフライン施設の応急復旧</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対策② 下水道施設の応急復旧</td> </tr> <tr> <td>実施担当 環境班、下水道班</td> </tr> </table> <p>(1) 下水道停止時の代替措置</p> <p>①(略)</p> <p>②仮設トイレの設置</p> <p>町は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。</p> <p><u>なお、衛生的で誰もが快適に使用できる仕様のトイレを設置するよう努めるものとする。</u></p>	対策② 下水道施設の応急復旧	実施担当 環境班、下水道班		121	R7.3 県計画の改定に伴う修正（防災基本計画との整合を図るため）
対策② 下水道施設の応急復旧									
実施担当 環境班、下水道班									
対策② 下水道施設の応急復旧									
実施担当 環境班、下水道班									
<p><b>第3 ライフライン施設の応急復旧</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対策④ 電話施設の応急復旧</td> </tr> <tr> <td>実施担当 東日本電信電話株式会社（茨城支店）NTTドコモ（茨城支店）</td> </tr> </table> <p>(1) <u>東日本電信電話</u>株式会社 (略)</p>	対策④ 電話施設の応急復旧	実施担当 東日本電信電話株式会社（茨城支店）NTTドコモ（茨城支店）		<p><b>第3 ライフライン施設の応急復旧</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対策④ 電話施設の応急復旧</td> </tr> <tr> <td>実施担当 NTT東日本 株式会社（茨城支店）NTTドコモ（茨城支店）</td> </tr> </table> <p>(1) <u>NTT東日本</u> 株式会社 (略)</p>	対策④ 電話施設の応急復旧	実施担当 NTT東日本 株式会社（茨城支店）NTTドコモ（茨城支店）		122	社名の変更に伴う修正
対策④ 電話施設の応急復旧									
実施担当 東日本電信電話株式会社（茨城支店）NTTドコモ（茨城支店）									
対策④ 電話施設の応急復旧									
実施担当 NTT東日本 株式会社（茨城支店）NTTドコモ（茨城支店）									
<p><b>第5 行方不明者等の捜索</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対策② 遺体の処理</td> </tr> <tr> <td>実施担当 町民班、福祉班、警察</td> </tr> </table> <p>(1) 遺体の収容（安置）、一時保存</p> <p>検視____、検案を終えた遺体は、町の設置する遺体収容所に収容する。</p>	対策② 遺体の処理	実施担当 町民班、福祉班、警察		<p><b>第5 行方不明者等の捜索</b></p> <table border="1"> <tr> <td>対策② 遺体の処理</td> </tr> <tr> <td>実施担当 町民班、福祉班、警察</td> </tr> </table> <p>(1) 遺体の収容（安置）、一時保存</p> <p>検視<u>等</u>、検案を終えた遺体は、町の設置する遺体収容所に収容する。</p>	対策② 遺体の処理	実施担当 町民班、福祉班、警察		128	R7.3 県計画の改定に伴う修正（法令との整合を図るため）
対策② 遺体の処理									
実施担当 町民班、福祉班、警察									
対策② 遺体の処理									
実施担当 町民班、福祉班、警察									

現計画	改定（案）	現計画 掲載頁	改定理由																				
<b>第3章 災害復旧・復興対策</b> <b>第1節 被災者の生活の安定化</b> <b>第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護支援金等の貸付</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">対策 ②</td><td style="width: 90%;">災害見舞金の支給</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>県、福祉班</td></tr> </table> <p>(2) 県災害見舞金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">対象災害</td><td>県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1)一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2)(1)の災害により発生したその他の市町村での被害  ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。  (1)「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2)「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊_____による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3)茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者</td></tr> <tr> <td>支給額</td><td>・死亡1人当たり10万円 ・重度障害1人当たり5万円 ・住家全壊1世帯当たり5万円 ・住家半壊1世帯当たり3万円 ・床上浸水1世帯当たり2万円</td></tr> <tr> <td>費用負担割合</td><td>県(10/10)</td></tr> </table>	対策 ②	災害見舞金の支給	実施担当	県、福祉班	対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1)一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2)(1)の災害により発生したその他の市町村での被害  ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。  (1)「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2)「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊_____による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3)茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者	支給額	・死亡1人当たり10万円 ・重度障害1人当たり5万円 ・住家全壊1世帯当たり5万円 ・住家半壊1世帯当たり3万円 ・床上浸水1世帯当たり2万円	費用負担割合	県(10/10)	<b>第3章 災害復旧・復興対策</b> <b>第1節 被災者の生活の安定化</b> <b>第2 災害弔慰金等の支給及び災害援護支援金等の貸付</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">対策 ②</td><td style="width: 90%;">災害見舞金の支給</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>県、福祉班</td></tr> </table> <p>(2) 県災害見舞金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">対象災害</td><td>県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1)一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2)(1)の災害により発生したその他の市町村での被害  ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。  (1)「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2)「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊・中規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3)茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者</td></tr> <tr> <td>支給額</td><td>・死亡1人当たり10万円 ・重度障害1人当たり5万円 ・住家全壊1世帯当たり5万円 ・住家半壊1世帯当たり3万円 ・床上浸水1世帯当たり2万円</td></tr> <tr> <td>費用負担割合</td><td>県(10/10)</td></tr> </table>	対策 ②	災害見舞金の支給	実施担当	県、福祉班	対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1)一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2)(1)の災害により発生したその他の市町村での被害  ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。  (1)「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2)「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊・中規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3)茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者	支給額	・死亡1人当たり10万円 ・重度障害1人当たり5万円 ・住家全壊1世帯当たり5万円 ・住家半壊1世帯当たり3万円 ・床上浸水1世帯当たり2万円	費用負担割合	県(10/10)	133	R7.3 県計画の改定に伴う修正（被災者生活再建支援法との整合を図るため）
対策 ②	災害見舞金の支給																						
実施担当	県、福祉班																						
対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1)一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2)(1)の災害により発生したその他の市町村での被害  ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。  (1)「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2)「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊_____による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3)茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者																						
支給額	・死亡1人当たり10万円 ・重度障害1人当たり5万円 ・住家全壊1世帯当たり5万円 ・住家半壊1世帯当たり3万円 ・床上浸水1世帯当たり2万円																						
費用負担割合	県(10/10)																						
対策 ②	災害見舞金の支給																						
実施担当	県、福祉班																						
対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1)一の市町村の区域内において5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2)(1)の災害により発生したその他の市町村での被害  ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。  (1)「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2)「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊・中規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3)茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者																						
支給額	・死亡1人当たり10万円 ・重度障害1人当たり5万円 ・住家全壊1世帯当たり5万円 ・住家半壊1世帯当たり3万円 ・床上浸水1世帯当たり2万円																						
費用負担割合	県(10/10)																						
<b>第3 税税及び公共料金等の特例措置</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">対策 ②</td><td style="width: 90%;">その他公共料金の特例措置</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>日本郵便(株) 東日本電信電話(株) (株) NTTドコモ、東京電力パワーグリッド(株) 東部ガス(株)</td></tr> </table> <p>(2) 通信事業</p> <p>①東日本電信電話株式会社(茨城支店) (略)</p>	対策 ②	その他公共料金の特例措置	実施担当	日本郵便(株) 東日本電信電話(株) (株) NTTドコモ、東京電力パワーグリッド(株) 東部ガス(株)	<b>第3 税税及び公共料金等の特例措置</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">対策 ②</td><td style="width: 90%;">その他公共料金の特例措置</td></tr> <tr> <td>実施担当</td><td>日本郵便(株) NTT東日本(株) (株) NTTドコモ、東京電力パワーグリッド(株) 東部ガス(株)</td></tr> </table> <p>(2) 通信事業</p> <p>①NTT東日本株式会社(茨城支店) (略)</p>	対策 ②	その他公共料金の特例措置	実施担当	日本郵便(株) NTT東日本(株) (株) NTTドコモ、東京電力パワーグリッド(株) 東部ガス(株)	139	社名の変更に伴う修正												
対策 ②	その他公共料金の特例措置																						
実施担当	日本郵便(株) 東日本電信電話(株) (株) NTTドコモ、東京電力パワーグリッド(株) 東部ガス(株)																						
対策 ②	その他公共料金の特例措置																						
実施担当	日本郵便(株) NTT東日本(株) (株) NTTドコモ、東京電力パワーグリッド(株) 東部ガス(株)																						

現計画		改定（案）				現計画 掲載頁	改定理由 等																																																																																						
<b>第6 被災者生活再建支援法の適用</b>		<b>第6 被災者生活再建支援法の適用</b>																																																																																											
対策 ④	支援金の支給額	対策 ④	支援金の支給額																																																																																										
実施担当	福祉班	実施担当	福祉班																																																																																										
(1) 複数世帯の場合		(1) 複数世帯の場合				(単位：万円)	(単位：万円)																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>住宅の再建方法</th><th>基礎支援金</th><th>加算支援金</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊 (1-(1)-①)</td><td>建設・購入</td><td>100</td><td>200</td><td>300</td></tr> <tr> <td>解体 (1-(1)-②)</td><td>補修</td><td>100</td><td>100</td><td>200</td></tr> <tr> <td>長期避難 (1-(1)-③)</td><td>賃借</td><td>100</td><td>50</td><td>150</td></tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊 (1-(1)-④)</td><td>建設・購入</td><td>50</td><td>200</td><td>250</td></tr> <tr> <td>補修</td><td>50</td><td>100</td><td>150</td></tr> <tr> <td>賃借</td><td>50</td><td>50</td><td>100</td></tr> <tr> <td rowspan="2">(新規)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	全壊 (1-(1)-①)	建設・購入	100	200	300	解体 (1-(1)-②)	補修	100	100	200	長期避難 (1-(1)-③)	賃借	100	50	150	大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	50	200	250	補修	50	100	150	賃借	50	50	100	(新規)									<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>住宅の再建方法</th><th>基礎支援金</th><th>加算支援金</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊 (1-(1)-①)</td><td>建設・購入</td><td>100</td><td>200</td><td>300</td></tr> <tr> <td>解体 (1-(1)-②)</td><td>補修</td><td>100</td><td>100</td><td>200</td></tr> <tr> <td>長期避難 (1-(1)-③)</td><td>賃借</td><td>100</td><td>50</td><td>150</td></tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊 (1-(1)-④)</td><td>建設・購入</td><td>50</td><td>200</td><td>250</td></tr> <tr> <td>補修</td><td>50</td><td>100</td><td>150</td></tr> <tr> <td>賃借</td><td>50</td><td>50</td><td>100</td></tr> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊 (1-(1)-⑤)</td><td>建設・購入</td><td></td><td></td><td>100</td></tr> <tr> <td>補修</td><td></td><td></td><td>50</td></tr> <tr> <td>賃借</td><td></td><td></td><td>25</td></tr> </tbody> </table>				区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	全壊 (1-(1)-①)	建設・購入	100	200	300	解体 (1-(1)-②)	補修	100	100	200	長期避難 (1-(1)-③)	賃借	100	50	150	大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	50	200	250	補修	50	100	150	賃借	50	50	100	中規模半壊 (1-(1)-⑤)	建設・購入			100	補修			50	賃借			25
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計																																																																																									
全壊 (1-(1)-①)	建設・購入	100	200	300																																																																																									
解体 (1-(1)-②)	補修	100	100	200																																																																																									
長期避難 (1-(1)-③)	賃借	100	50	150																																																																																									
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	50	200	250																																																																																									
	補修	50	100	150																																																																																									
	賃借	50	50	100																																																																																									
(新規)																																																																																													
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計																																																																																									
全壊 (1-(1)-①)	建設・購入	100	200	300																																																																																									
解体 (1-(1)-②)	補修	100	100	200																																																																																									
長期避難 (1-(1)-③)	賃借	100	50	150																																																																																									
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	50	200	250																																																																																									
	補修	50	100	150																																																																																									
	賃借	50	50	100																																																																																									
中規模半壊 (1-(1)-⑤)	建設・購入			100																																																																																									
	補修			50																																																																																									
	賃借			25																																																																																									
(2) 単数世帯の場合		(2) 単数世帯の場合				(単位：万円)	(単位：万円)																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>住宅の再建方法</th><th>基礎支援金</th><th>加算支援金</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊 (1-(1)-①)</td><td>建設・購入</td><td>75</td><td>150</td><td>225</td></tr> <tr> <td>解体 (1-(1)-②)</td><td>補修</td><td>75</td><td>75</td><td>150</td></tr> <tr> <td>長期避難 (1-(1)-③)</td><td>賃借</td><td>75</td><td>37.5</td><td>112.5</td></tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊 (1-(1)-④)</td><td>建設・購入</td><td>37.5</td><td>150</td><td>187.5</td></tr> <tr> <td>補修</td><td>37.5</td><td>75</td><td>112.5</td></tr> <tr> <td>賃借</td><td>37.5</td><td>37.5</td><td>75</td></tr> <tr> <td rowspan="2">(新規)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	全壊 (1-(1)-①)	建設・購入	75	150	225	解体 (1-(1)-②)	補修	75	75	150	長期避難 (1-(1)-③)	賃借	75	37.5	112.5	大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	37.5	150	187.5	補修	37.5	75	112.5	賃借	37.5	37.5	75	(新規)									<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>住宅の再建方法</th><th>基礎支援金</th><th>加算支援金</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊 (1-(1)-①)</td><td>建設・購入</td><td>75</td><td>150</td><td>225</td></tr> <tr> <td>解体 (1-(1)-②)</td><td>補修</td><td>75</td><td>75</td><td>150</td></tr> <tr> <td>長期避難 (1-(1)-③)</td><td>賃借</td><td>75</td><td>37.5</td><td>112.5</td></tr> <tr> <td rowspan="3">大規模半壊 (1-(1)-④)</td><td>建設・購入</td><td>37.5</td><td>150</td><td>187.5</td></tr> <tr> <td>補修</td><td>37.5</td><td>75</td><td>112.5</td></tr> <tr> <td>賃借</td><td>37.5</td><td>37.5</td><td>75</td></tr> <tr> <td rowspan="3">中規模半壊 (1-(1)-⑤)</td><td>建設・購入</td><td></td><td></td><td>75</td></tr> <tr> <td>補修</td><td></td><td></td><td>37.5</td></tr> <tr> <td>賃借</td><td></td><td></td><td>18.75</td></tr> </tbody> </table>				区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	全壊 (1-(1)-①)	建設・購入	75	150	225	解体 (1-(1)-②)	補修	75	75	150	長期避難 (1-(1)-③)	賃借	75	37.5	112.5	大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	37.5	150	187.5	補修	37.5	75	112.5	賃借	37.5	37.5	75	中規模半壊 (1-(1)-⑤)	建設・購入			75	補修			37.5	賃借			18.75
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計																																																																																									
全壊 (1-(1)-①)	建設・購入	75	150	225																																																																																									
解体 (1-(1)-②)	補修	75	75	150																																																																																									
長期避難 (1-(1)-③)	賃借	75	37.5	112.5																																																																																									
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	37.5	150	187.5																																																																																									
	補修	37.5	75	112.5																																																																																									
	賃借	37.5	37.5	75																																																																																									
(新規)																																																																																													
区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計																																																																																									
全壊 (1-(1)-①)	建設・購入	75	150	225																																																																																									
解体 (1-(1)-②)	補修	75	75	150																																																																																									
長期避難 (1-(1)-③)	賃借	75	37.5	112.5																																																																																									
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	37.5	150	187.5																																																																																									
	補修	37.5	75	112.5																																																																																									
	賃借	37.5	37.5	75																																																																																									
中規模半壊 (1-(1)-⑤)	建設・購入			75																																																																																									
	補修			37.5																																																																																									
	賃借			18.75																																																																																									
<b>第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給</b>		<b>第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給</b>																																																																																											
対策 ①	被害状況の把握及び被災世帯の認定	対策 ①	被害状況の把握及び被災世帯の認定																																																																																										
実施担当	福祉班、税務班	実施担当	福祉班、税務班																																																																																										
(1) 被災世帯の認定 (略) ④当該自然災害により <u>住家が半壊した</u> <u>世帯</u> (②及び③に掲げる世帯を除く。)		(1) 被災世帯の認定 (略) ④当該自然災害により <u>その居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ該当住宅に居住することが困難であると認められる世帯</u> (②及び③に掲げる世帯を除く。) ⑤当該自然災害により <u>住家が半壊した世帯</u> (②、③及び④に掲げる世帯を除く。)																																																																																											

現計画					改定（案）					現計画 掲載頁	改定理由 等				
第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給					第7 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給										
対策④	支援金の支給額				対策④	支援金の支給額									
実施担当	福祉班				実施担当	福祉班									
(1) 複数世帯の場合						(1) 複数世帯の場合									
(単位：万円)															
全壊 解体	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	全壊 解体	建設・購入	100	200	300	大規模半壊	建設・購入				
	建設・購入	100	200	300		補修	100	100	200		補修				
	賃借	100	50	150		賃借	100	50	150		賃借				
大規模半壊	建設・購入	50	200	250		建設・購入	50	200	250		建設・購入				
	補修	50	100	150		補修	50	100	150		補修				
	賃借	50	50	100		賃借	50	50	100		賃借				
(新規)	建設・購入	—	—	—	中規模半壊	建設・購入	100	100	100	半壊	建設・購入				
	補修	—	—	—		補修	50	50	50		補修				
	賃借	—	—	—		賃借	25	25	25		賃借				
半壊		25		25			20		20						
(2) 単数世帯の場合						(2) 単数世帯の場合									
(単位：万円)															
全壊 解体	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計	全壊 解体	建設・購入	75	150	225	大規模半壊	建設・購入				
	建設・購入	75	150	225		補修	75	75	150		補修				
	賃借	75	37.5	112.5		賃借	75	37.5	112.5		賃借				
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5		建設・購入	37.5	150	187.5		建設・購入				
	補修	37.5	75	112.5		補修	37.5	75	112.5		補修				
	賃借	37.5	37.5	75		賃借	37.5	37.5	75		賃借				
(新規)	建設・購入	—	—	—	中規模半壊	建設・購入	75	75	75	半壊	建設・購入				
	補修	—	—	—		補修	37.5	37.5	37.5		補修				
	賃借	—	—	—		賃借	18.75	18.75	18.75		賃借				
半壊		18.75		18.75			15		15						